

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

平成31年度「スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金」にかかる補助事業者公募要領

平成31年2月21日

宮城県環境生活部

再生可能エネルギー室

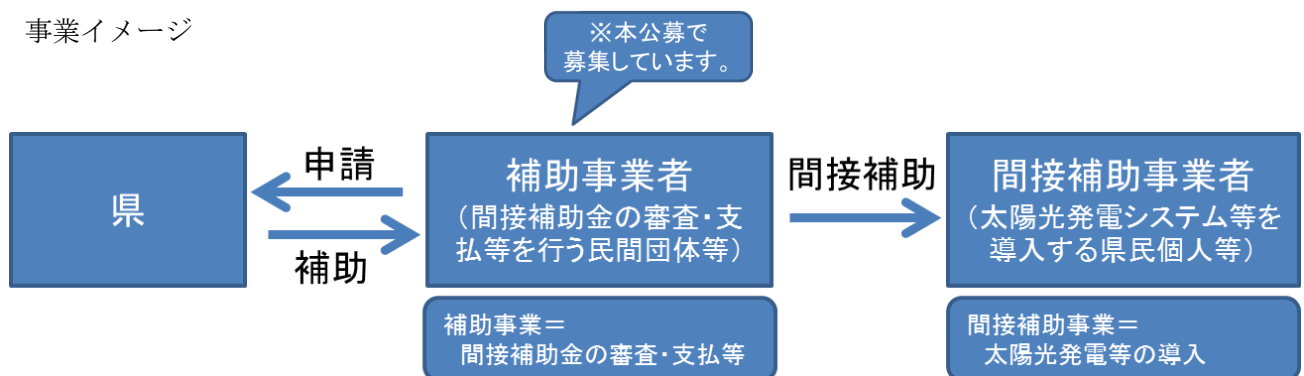
宮城県では、平成31年度「宮城県スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金」の補助事業者（県民個人に対する補助事業の執行団体）を、以下の要領で広く公募します。

なお、本公募は平成31年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。平成31年度予算成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択することとしますので、あらかじめご了承ください。

### 1 事業の目的

この補助金は、スマートエネルギー住宅普及促進事業（以下、「間接補助事業」という。）の実施（太陽光発電システム等の導入）に対して、補助事業者がかかった経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費を補助することにより、宮城県内におけるスマートエネルギー住宅のさらなる普及を図ることを目的とします。本事業はみやぎ環境税を活用し、補助事業者を通して間接的にスマートエネルギー住宅の普及に資する設備導入等を行った県民個人に対して補助を行うものであり、採択された補助事業者においても公平中立に補助事業を実施することが求められます。

### 2 事業イメージ



### 3 補助対象事業

補助対象事業は、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減を図り、あわせて災害時における電源等の確保に寄与することを目的として、自らが居住する住宅に新たに太陽光発電システム、地中熱ヒートポンプシステム、蓄電池、V2H、エネファームもしくはHEMSを導入し、又は自らが所有する既存住宅等の断熱性を高める工事を行い、又は自らが居住する住宅としてZEHを新築する間接補助事業者に補助金を交付し、また、それに付随して必要となる審査や支払い、広報等の事務を行うものです。間接補助事業の概要については別紙を参照ください。

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

#### 4 補助対象事業の実施期間

交付決定日～新元号2年3月31日（単年度事業）

#### 5 補助対象者

本補助金の応募資格を持つ者は、次の①から⑨の全ての要件を満たす民間団体等とします。

- ①宮城県内に拠点を有していること。
- ②住宅の省エネルギーに関する技術に精通しており、本事業を的確に遂行する組織、人員を有していること。
- ③本補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
- ⑤本補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥本補助事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。
- ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定及び宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。
- ⑧宮城県の県税を滞納していないこと。
- ⑨宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

#### 6 補助金交付の要件

(1) 採択予定件数：1件

(2) 補助率・補助予定額

補助率：定額補助（10／10以内）

補助予定額：278,757千円

（事業費：256,250千円 事務費：22,507千円）

※補助予定額は、平成31年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、宮城県と調整した上で決定することとします。

(3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとなります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

(4) 支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者より提出していただく実績報告書に基づき、ヒアリング及び現地調査を行い、支払額を確定します。

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、間接補助事業の実績に応じた適正な事務費となるよう、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、対象外となる可能性もあります。

## 7 応募手続き

### (1) 募集期間

平成31年2月21日（木）から平成31年3月14日（木）午後5時まで

### (2) 本公募についての説明

希望される方を対象に、個別に行います。希望日の2日前までにご連絡ください。

### (3) 応募書類

① 以下の書類を7（4）の提出先まで持参又は郵送にて7部（原本1部、副本6部）ご提出ください。

○応募申請書

○事業実施計画書（提案書）

○企業・団体の概要、基本理念、業務内容が分かる資料

○直近過去3年間の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募申請書（提案書）に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、補助対象事業及び自主事業として行う啓発活動ともに予算額内で実現ができることのみを表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### (4) 応募書類の提出先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 13階北側

宮城県 環境生活部 再生可能エネルギー室 省エネルギー推進班

「スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金」担当 宛

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

※郵送の場合は、封書の宛名面に「スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金 応募書類」と明記してください。

※FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、本公募要領を熟読の上、注意して記入してください。

※締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切り時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

## 8 審査・採択について

### (1) 審査方法

原則として、庁内の審査委員会において応募書類の審査を行います。必要に応じてヒアリング審査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。なお、ヒアリングを実施する場合には、申請者に別途お知らせします。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①5の応募資格を満たしているか
- ②提案内容が交付の対象となりうるか
- ③提案内容が本事業の目的・対象と合致しているか。
- ④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥事業の実施方法について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑧本事業を円滑に遂行するために、事業規模に適した実施体制をとっているか。
- ⑨コストパフォーマンスに優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適切に積算が行われているか。

### (3) 採択結果の決定及び通知について

採択予定者については、宮城県のホームページで公開するとともに、応募申請者全てに採択結果を通知します。なお、審査の過程や採択されなかった理由に関するお問い合わせ等、個別のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

## 9 交付決定について

平成31年度予算成立後、採択された申請者が宮城県に補助金交付申請書を提出し、それに対して宮城県が申請者に交付決定通知書を送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定から交付決定の間に、宮城県との協議を経て、事業内容・構成・事業規模・金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合がありますので御了承ください。

なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## 1 0 補助対象経費

### (1) 補助対象経費区分

本事業の対象となる経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。  
(事務費については、間接補助事業の実績に応じて減額することがあります。)

区分	補助対象経費	補助率
事業費	間接補助事業（太陽光発電システム、地中熱ヒートポンプシステム、蓄電池、V2H、HEMS、エネファーム、省エネ改修、ZEHへの導入費補助）に要する経費	10分の10以内 (256,250千円)
事務費	人件費（当該事業に従事する職員に限る）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、振込手数料、その他事業を行うために要する経費のうち知事が必要と認める経費	10分の10以内 (22,507千円)

### (2) 計上できない経費

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性がない事由に基づき生じたキャンセル料等は経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・補助金の利用拡大を図るための説明会の実施費用（会場利用料や備品の購入費）や補助金の広報のためのイベントブース出展の費用等

### (3) 補助対象経費からの消費税等仕入控除税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税額及び地方消費税仕入控除税額は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

## 1 1 その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象になりません。
- (2) 本補助金は、補助金等交付規則（昭和51年3月31日宮城県規則第36号）及び本補助金交付要綱等の関係法令等に基づき実施することとなります。

## 1 2 問い合わせ先

宮城県 環境生活部 再生可能エネルギー室 省エネルギー推進班

電話：022-211-2655

FAX：022-211-2669

E-mail：saiseie@pref.miyagi.lg.jp

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

別紙

### 間接補助事業の概要

(スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金)

#### 1 補助対象設備等 (予定)

	補助対象設備等	補助額・補助率	予定件数		
1	太陽光発電システム	1件あたり4万円(定額)	1,830件		
2	地中熱ヒートポンプシステム	導入にかかる経費の1/10(上限30万円)	5件		
3	蓄電池	1件あたり8万円(定額)	900件		
4	V2H(住宅用外部給電機器)	1件あたり7万円(定額)	5件		
5	エネファーム(家庭用燃料電池)		110件		
	既存住宅	1件あたり12万円(定額)			
	LPガス利用	1件あたり3万円上乗せ(定額)			
	寒冷地仕様				
6	HEMS	1件あたり2万円(定額)	400件		
7	既存住宅省エネルギー改修	改修部位・開口部の大きさ・改修範囲ごとの定額。 窓等開口部は1棟あたりの上限10万円。	540件		
		断熱改修工事の内容		補助金額	
		開口部		(1)内窓設置, 外窓交換	8,000~20,000円
				(1)ガラス交換	3,000~8,000円
				(1)ドア交換	20,000~25,000円
		外壁等		(2)外壁	120,000円 (一部分なら60,000円)
				(3)屋根・天井	36,000円 (一部分なら18,000円)
(4)床	60,000円 (一部分なら30,000円)				
(1)~(4)の全てを改修		30,000円上乗せ			
8	ネットゼロエネルギーハウス(ZEH)	1件あたり25万円(定額)	100件		

#### 2 その他基本的な業務

- ・間接補助金の利用拡大のために必要な広報
- ・間接補助金についての問い合わせ対応, 審査, 支払い等, 補助金の交付に必要な事務
- ・間接補助金の申請状況に関する情報収集